


所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰	
件名	専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	市民部納税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付で専決処分により改正した「東大和市税条例の一部を改正する条例」を同条第3項の規定により、平成30年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正点 土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置等について、適用期間を3年延長する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法に即した適正な課税が行える。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成30年3月16日 平成30年第1回市議会定例会終了後に、市長より議会に対して専決処分をする旨の説明を行った。</p> <p>(2) 平成30年3月31日 地方税法の一部を改正する法律公布、持ち回り庁議にて条例改正審議済み、条例改正の専決処分、改正条例の公布。</p> <p>※文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第2回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。